

文文文第771号
令和8年1月21日

京都文化芸術都市創生審議会
会長 池坊 専好 様

京都市長 松井 孝治

諮 問 書

京都文化芸術都市創生条例第7条第3項に基づき、次の事項について、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたします。

(諮問事項)

次期「京都文化芸術都市創生計画」の策定について

(諮問理由)

京都は1200年を超える悠久の歴史の中で、奥深く多様な文化を創造し、幾重にも蓄積してきた、日本を代表する文化芸術都市であり、文化芸術を都市づくりの基盤においております。

こうした中、平成19年3月、京都文化芸術都市創生条例第7条に基づき、「文化芸術都市の創生」に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、「京都文化芸術都市創生計画」を策定いたしました。

以降、平成29年3月に策定した「第2期 京都文化芸術都市創生計画」にのっとり文化芸術施策を推進しているところです。

令和8年度をもって、「第2期 京都文化芸術都市創生計画」の取組期間が終了年度を迎えるに当たり、これまでの取組成果や社会状況の変化等を踏まえて、次に取り組むべき内容を明らかにする必要があります。

つきましては、上記諮問事項について御審議を賜り、答申をいただきますようお願い申し上げます。